

平成 31(2019)年度公益財団法人栃木県生活衛生営業指導センター事業計画

1 経営健全化に関する事業

(1) 営業相談室の活動推進

① 営業相談室の運営

公益財団法人栃木県生活衛生営業指導センター(以下「県センター」という。)に営業相談室を常時開設し生活衛生関係営業者(以下「生衛業」という。)に対し、経営・税務・金融及び衛生等に関する相談指導を実施する。

② 情報化整備事業

多様化する消費者ニーズに対応するため、県センターのホームページや公益財団法人全国生活衛生営業指導センター(以下「全国センター」という。)と各都道府県生活衛生営業指導センターを結んだ「生活衛生営業ネットワークシステム」を活用し、事業活動の周知、情報の収集・分析などを行い生衛業者の経営相談や指導等の業務を実施する。

③ 地区相談室の設置

栃木県生活衛生同業組合協議会支部において、相談指導顧問による地区相談室を開設し相談を実施する。

○開設回数 6地区・7回

2 融資指導事業

(1) 知事推薦事務(県委託事業)

日本政策金融公庫の融資に係る知事推薦事務を行う。

(2) 日本政策金融公庫の融資に係る借入指導

生衛業者に対し、生活衛生融資制度をPRし、借入指導を実施する。

(3) 生活衛生関係営業経営改善資金融資業務の指導

営業施設の設備改善資金の融資に関し、各組合の経営特別相談員や組合事務局職員に対し、借入業務に関して指導・助言を行う。

3 指導体制の強化

(1) 経営特別相談員研修等の開催

生活衛生営業経営特別相談員(以下「経営特別相談員」という。)の資質の向上を図るため、地区別研修会や宿泊研修等を実施する。

① 地区別研修会の開催(全国指導センター委託事業)

中央、県南及び県北の3地区においてそれぞれ1回経営特別相談員研修会を開催する。

② 経営特別相談員・組合役員等研修(県委託事業)

経営特別相談員及び組合役員等を対象に研修会を開催する。

③ 業種別研修会の開催(指導センター事業)

業種別に経営特別相談員及び組合役員等を対象に生活衛生関係営業再生特別事業として研修会を開催する。

(2) 巡回指導事業

事業計画に基づき、経営特別相談員による個別巡回指導を実施する。

○実施予定件数 経営特別相談員 174名 2,000件

(3) 経営特別相談員の適正配置の推進

各組合と連携し、経営特別相談員を地区別に適正配置を促進する。

(4) 経営特別相談員部会の開催

経営特別相談員活動の活性化を図るため、協議会支部長と経営特別相談員部会長による合同部会を開催する。

○開催回数 年2回

(5) 組合事務局職員会議の開催

生活衛生関係営業の業務を円滑に推進するため、組合事務局職員等の会議を開催する。

○開催回数 年2回

4 組合並びに協議会支部に対する指導・援助事業

(1) 各組合事業の自主的活動を推進するための指導・及び援助

○県外研修会

(2) 振興計画の変更認定申請並びに振興事業推進の指導及び助言

○平成31年度変更認定申請対象組合 4組合

めん類組合、旅館ホテル組合、公衆浴場組合、興行組合

(3) 協議会支部事業の指導及び援助

① 支部長等会議の開催 年2回

② 支部事業の指導及び援助

(4) 組合並びに協議会支部組織の拡大・強化

健康福祉センター並びに宇都宮市保健所の指導を受け、組合並びに協議会の協力の下、組織の拡大・強化のため組合加入促進を推進する。

① 健康福祉センター・保健所単位の組合未結成支部の組織化

② アウトサイダーに対する組合加入の促進

③ 新規営業者に対する組合加入の促進

5 衛生水準の確保・向上事業

生衛組合が組合活動の活性化や組織基盤の強化等を図っていくことを支援する事業を実施し、生衛業における効果的な衛生水準の確保に資するため、全国センターと県センターが共催者として事業に参画する。

(1) 衛生水準の確保・向上事業推進会議の開催

(2) 広報・啓発事務

- (3) 「新規営業許可店舗情報」の整備と生衛組合への情報提供
- (4) 県知事等に対する生衛組合、県指導センターへの支援要請
- (5) 衛生管理等に関するセミナーの開催
- (6) 若手・後継者の人材育成セミナーの開催
- (7) 組合事務局職員等研修会の開催

6 クリーニング師等に対する研修の開催

- (1) クリーニング師等に対する研修の開催

クリーニング業法(昭和25年法理第207号)に基づき、クリーニング師研修並びにクリーニング業務従事者講習を開催する。

- クリーニング師研修 2回
- クリーニング業務従事者講習 2回

- (2) クリーニング師等研修の受講の徹底

行政の指導並びに組合の協力の下、クリーニング師研修及びクリーニング業務従事者講習の受講の徹底を図る。

7 広報事業(県委託事業)

組合活動や生活衛生関係営業に関する情報を共有するため、「生活衛生とちぎ」を発行し、組合員等に配布する。

- 発行回数 年4回

8 分野調整等指導事業

既存業界との紛争が発生した場合、的確に調整するために設置した分野調整協議会を速やかに開催し、事業活動に関する情報の収集、状況調査及び紛争についての相談・指導を実施する。

9 調査事業(全国指導センター委託事業)

景気動向及び設備投資動向等を把握するため、経営指導員が生衛業者を対象に調査を実施する。

- (1) 生衛業経営状況調査

生衛業における月次の経営状況について定期的・定点的に調査・把握し、集計結果について情報提供を行う。

- 調査回数 年4回

- (2) 景気動向等アンケート調査

生衛業における四半期毎の景気動向等について定点で調査・把握し、集計結果について情報提供を行う。

- 調査回数 年4回

10 後継者育成支援事業

生衛業界の後継者育成を図るため、インターンシップ事業等を実施し、若年者の生衛業に対する職業観の向上及び生衛業への就業を促進する。

11 消費者団体等との連携強化

消費者ニーズの的確な把握と生衛業の正しい理解を得るための啓発活動を展開するとともに、消費者からの苦情等に適切に対応し、利用者又は消費者の信頼を確保する。

- (1) 消費者団体、関係機関、組合のそれぞれの代表者等による懇談会を開催する。
- (2) 消費者コールセンターにおいて、消費者又は利用者からの苦情・要望等の相談に対応する。

12 標準営業約款事業

生衛業者の質の確保並びに利用者又は消費者の選択の利便を図るため、標準営業約款登録を促進するとともに、標準営業約款制度の普及促進を図る。

- (1) 標準営業約款登録促進事業
県、市町村、消費者団体、関係業界及び指導センター等で組織する標準営業約款普及促進協議会を開催し、関係機関及び関係団体の連携の下、標準営業約款制度の普及促進を図る。
- (2) 標準営業約款登録
理容、美容業、クリーニング業、めん類業及び一般飲食業に係る新規登録及び再登録を促進する。

13 振興助成補助事業

組合の振興計画の着実な推進を図るため、消費者懇談会及び経営者講習会を開催するとともに、地域ふれあいたすけあい事業を実施する。

- (1) 組合振興事業
各組合・協議会支部において、新しい消費者ニーズに対応し、中小・零細営業の利点を活かし、柔軟で個性豊かな営業の展開とリピーターの確保を図るため、消費者懇談会及び組合員講習会等を開催する。
- (2) 地域ふれあいたすけあい事業
地域の中で生衛業が貢献できる福祉的モデル事業を実施し、地域住民とのきずな作りを進め、地域社会における生衛業の理解を深めるとともにリピーターの確保を図る。
- (3) 広報資料の作成
衛生水準の維持向上と経営の健全化を図るための組合の自主的な活動等について地域住民の理解を深めるため、パンフレット等を作成し、イベントや関係機関や関係団体等の協力の下、広く県民に配布する。
- (4) 補助金事業の運営
県センターにおける補助金事業運営のための事務局体制を整備する。

14 ふれ愛入浴サービス事業

小山市において、高齢者や障害者を対象としたふれ愛入浴サービス事業を実施する。

15 関係機関・関係団体との連携強化並びに情報交換事業

- (1) 消費生活関係機関(県並びに市町村の消費生活センター)
- (2) 商工関係団体(中小企業団体中央会、商工会議所、商工会)
- (3) 金融機関(株式会社日本政策金融公庫)
- (4) 報道機関
- (5) 全国組織団体(全国センター、各組合連合会)

16 行政機関との連絡調整並びに協力事業

- (1) 行政機関や消費者団体が実施する各種事業への参加・協力
- (2) 県センターの組織体制及び事業運営等に関する要望等
- (3) 生衛業を代表しての行政機関への要望、陳情

17 生産性向上緊急対策事業

生衛業者が生産性向上に向けた取組を確実に進めていけるよう、民間コンサルティング業者と連携して、生産性向上ガイドライン・マニュアルを用いた個別相談等を実施する。